

工事仕様書

- 1 工事名 谷塚駅西口まちづくり用地電気引込等工事
- 2 工事期間 契約締結の日から令和6年（2024）年7月31日まで
- 3 工事場所 草加市谷塚町地内
- 4 支払方法 工事完成後一括払
- 5 工事内容 電気引込工事及び本設電気引込工事

工種	数量	単位	摘要
電気引込工	1	箇所	引込開閉器盤 1式 ・ 3P 100A漏電ブレーカー 1台 ・ 2P 20A安全ブレーカー 14台 ・ 引込用電線（EM-CE 22Sq）以上を敷設 ・ 差込2口×14個 ・ ウォルボックス 2個（500×600×200）程度の大きさ 既設の鋼管柱に電気を引き込むこと。
電気引込工	1	箇所	・ 電力量計ボックスの設置（ポール式） ・ 既存仮設盤含む盤内の設備は再利用とする ・ 既設の鋼管柱に電気を引き込むこと。

6 その他

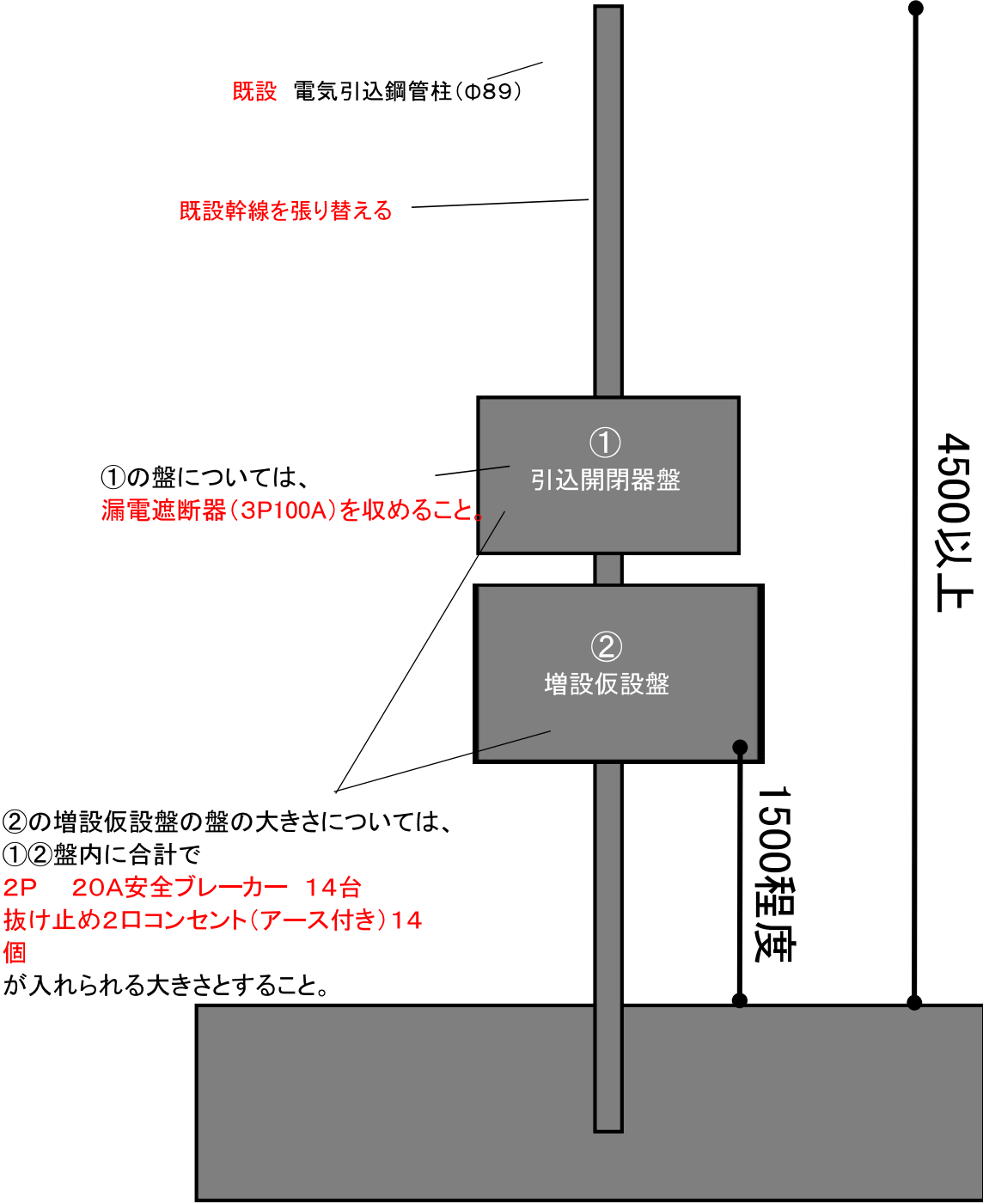
- ・ 当該工事の方法については、監督員の指示に従うこと。
- ・ その他、監督員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。
- ・ 工事完成後は、監督員に報告し、検査を受けることとし、指示があるまでは当該施設を使用しないこと。
- ・ 工事中は、看板を設置するとともに、使用車両などに市発注の業務を行っていることを明示すること。
- ・ 施工中、作業ごとに写真撮影を行い、工事完成後に、監督員に提出するものとする。
- ・ 電力会社への諸手続は、全て受注者の負担で代行すること。手続終了後、電力会社への申請書の写し等、契約の変更内容が判る書類を発注者に提出すること。
- ・ この仕様書の定めのない事項及び疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。
- ・ 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- ・ 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- ・ 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及

び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

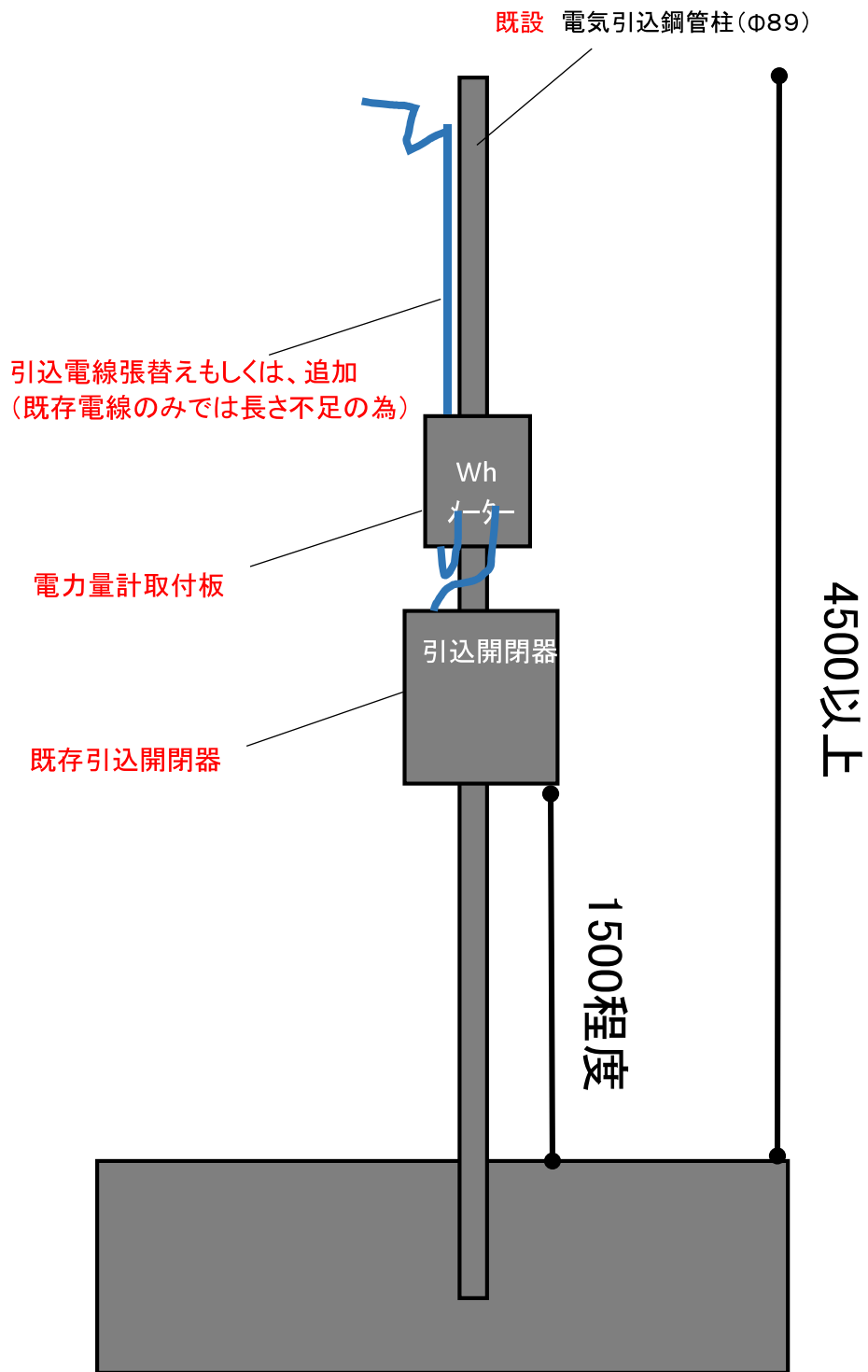
- ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - ・ 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - ・ 本設電気引込工事について令和6年7月31日までに工事を完了させ、使用可能な状態にすること。

7 問合せ先 草加市役所 都市整備部 都市計画課 まちづくり推進係 切敷
電話048（922）1802（直通）

構造図(電気引込工事)



構造図(本設電気引込工事)

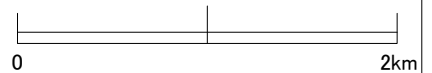


草 加 市



工事箇所

位置図



平面図

